

# 無窓階

## 【無窓階(令10-1-5 規5の3)】

- 地上階のうち、避難上・消防活動上有効な開口部を有しない階。  
※地階か否かは建築基準法施行令で判定される。
- 消防用設備等の規制が厳しくなる。

## 【無窓階となる条件(規5の3-1)】

- 下記(普通階)以外の階
  - ①10階以下の階
    - 以下を合計した面積がその階の床面積の1/30を超えること。
      - (1)消防活動上有効な開口部が2か所以上あり、それらを合計した面積。
      - (2)避難上有効な開口部を合計した面積。
  - ②11階以上の階
    - (1)避難上有効な開口部を合計した面積がその階の床面積の1/30を超えること。

## 【消防活動上有効な開口部(規5の3-1)】

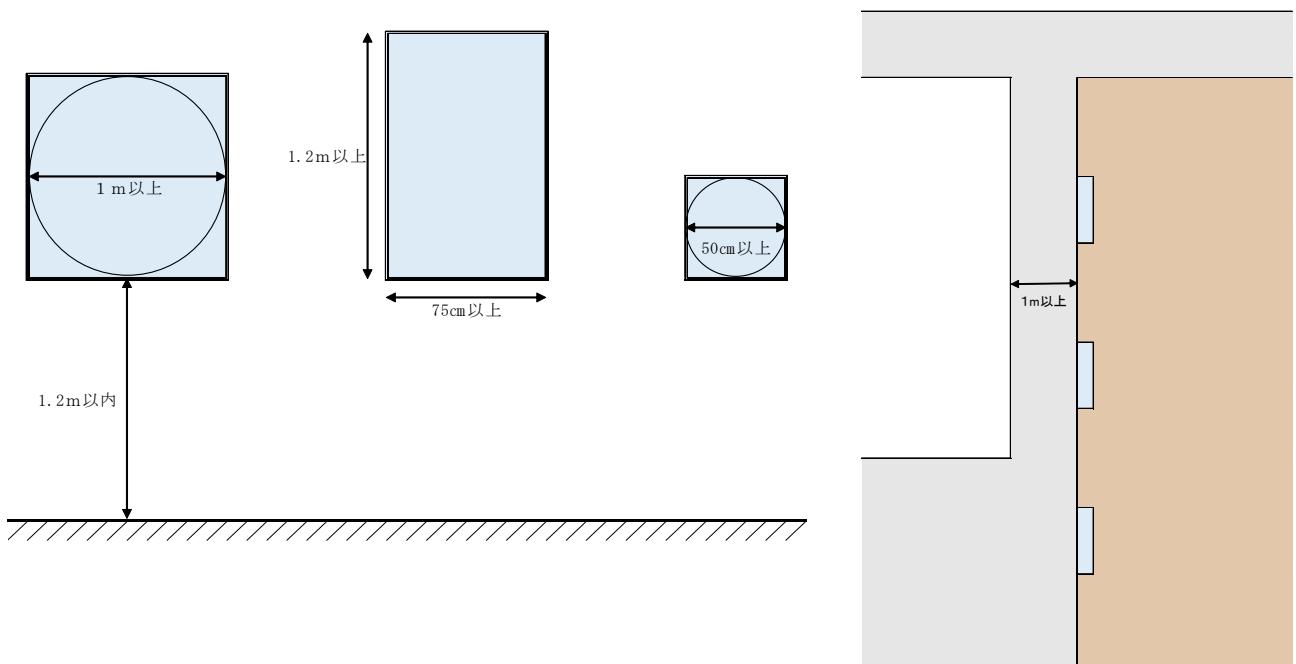
- ①直径1m以上の円が内接することができる開口部。
- ②幅75cm以上および高さ1.2m以上の開口部。

## 【避難上有効な開口部(規5の3-1)】

- 直径50cm以上の円が内接することができる開口部

## 【開口部の条件(規5の3-2)】

- 床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内であること。
- 道または道に通じる幅員1m以上の通路、またはその他の空地に面したものであること。  
ただし、11階以上は除く。
- 格子その他の内部から容易に避難でき、かつ、外部から開放または容易に破壊し※1、進入できるものであること。※1 開口部が破壊できるか否かについては通達が出ているが、あらゆる条件が存在するため、自治体により考えが異なる。
- 開口のため常時良好な状態に維持されていること。



# 無窓階

## 【無窓階(令10-1-5 規5の3)】

- 地上階のうち、避難上・消防活動上有効な開口部を有しない階。  
※地階か否かは建築基準法施行令で判定される。
- 消防用設備等の規制が厳しくなる。

## 【無窓階となる条件(規5の3-1)】

- 下記(普通階)以外の階
  - ①10階以下の階
    - 以下を合計した面積がその階の床面積の1/30を超えること。
      - (1)消防活動上有効な開口部が2か所以上あり、それらを合計した面積。
      - (2)避難上有効な開口部を合計した面積。
  - ②11階以上の階
    - (1)避難上有効な開口部を合計した面積がその階の床面積の1/30を超えること。

## 【消防活動上有効な開口部(規5の3-1)】

- ①直径1m以上の円が内接することができる開口部。
- ②幅75cm以上および高さ1.2m以上の開口部。

## 【避難上有効な開口部(規5の3-1)】

- 直径50cm以上の円が内接することができる開口部

## 【開口部の条件(規5の3-2)】

- 床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内であること。
- 道または道に通じる幅員1m以上の通路、またはその他の空地に面したものであること。  
ただし、11階以上は除く。
- 格子その他の内部から容易に避難でき、かつ、外部から開放または容易に破壊し<sup>※1</sup>、進入できるものであること。<sup>※1</sup>開口部が破壊できるか否かについては通達が出ているが、あらゆる条件が存在するため、自治体により考えが異なる。
- 開口のため常時良好な状態に維持されていること。

